

第 1 3 号議案

亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例の
一部を改正する条例の制定について

亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例（平成 2 6 年亀岡市条例第 9 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例の
一部を改正する条例

亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例（平成 2 6 年亀岡市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

円 5,070	円 6,770	円 8,120	円 10,150	円 12,180	円 17,600
1,680	2,250	2,700	3,370	4,050	5,850
2,460	3,280	3,940	4,930	5,910	8,540

」

を

円 5,170	円 6,890	円 8,270	円 10,340	円 12,410	円 17,920
1,720	2,290	2,750	3,440	4,130	5,960
2,510	3,350	4,020	5,020	6,030	8,710

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンターの使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。